平成25年度第5回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成25年6月5日(水) 午前9時

場 所 八王子市役所 議会棟 4階 第3・第4委員会室

第5回定例会議事日程

- 1 日 時 平成25年6月5日(水)午前9時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第7号議案 平成25年度東京都教育委員会職員表彰候補者の推薦について
 - 第2 第8号議案 八王子市生涯学習審議会委員の委嘱について
 - 第3 第9号議案 八王子市学習支援委員の委嘱について
 - 第4 第10号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
 - 第5 第11号議案 八王子市博物館協議会委員の委嘱について
 - 第6 第12号議案 八王子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則設定に ついて
- 第7 第13号議案 八王子市教育委員会教育委員会事務局の組織改正について
- 4 報告事項
 - ・平成25年度八王子市奨学生の決定について (教育総務課)
 - ・八王子市立中山小学校用地の用途廃止及び売払いについて (施設整備課)
 - ・八王子市第二次特別支援教育推進計画シンポジウムの実施結果について

(指導課)

その他報告

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

出片	节安貝((5名)									
	委	員	長			(1	番)	小田	原		榮
	委		員			(2	番)	和	田		孝
	委		員			(3	番)	Ш	上	剋	美
	委		員			(4	番)	金	Щ	滋	美
	教	育	長			(5	番)	坂	倉		仁
教育	育委員会	事務局									
	教 育	長 (再	掲)			坂	倉		仁
	学 校	教	育	部	長			野	村	みり	き
	学校教	育部指	導担	当部	長			相	原	雄	三
	教 育	総	務	課	長			小	林	順	_
	学校				幹						
		画調)			平	塚		之
	施設	整	備	課	長			岡		功	英
	学	事	課		長			細	井		東
	学 校 (保	教 育 健 給 1			幹)			森	田	聖	$\vec{-}$
	指	導	課		長			廣	瀬	和	宏
	指導調	課統 括	指導	拿主	事			Щ	下	久	也
	指導調	课 統 括	指導	拿主	事			Щ	本		武
		教 育 援 教 育						穴	井	由美	子
	指導調	課 先 任	指導	拿主	事			菅	野	直	博
	生涯学	色習 スポ	°, − ;	ツ部	長			天	野	克	己
	生涯学習	オスポーツ台	部国体:	推進室	長			富貴	译	繁	幸
		·習スポ 書 館						豊	田		学
		学 習 約調整担当						宮	木	高	_

スポーツ振興課長 立 川 寛 之

生涯学習スポーツ部主幹 (スポーツ施設担当) 橋 本 徹 国体推進室主幹 橋 利 光 高 国 体 推 進 室 主 幹 岩 充 田 習支援課 長 新 井 雅人 化 財 課 長 島 巨樹 田 生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当) 中村 照 雄 生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当) 村 田 浩 三 生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当) 福島 義文 生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当) 牛 山 清志 教育総務課主査 佐藤 晴 久 指 導 課主 粟 澤 査 哲也 生涯学習総務課主査 鶴 田 徳 昭 スポーツ振興課主査 杉 本 明

事務局職員出席者

 教育総務課主査
 遠藤徹也

 教育総務課主任
 川村 直

 教育総務課主事
 廣瀬勇人

染 谷

木住野 直 彦

勇

スポーツ振興課主査

文 化 財 課 主 査

【午前9時00分開会】

○小田原委員長 本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立 いたしました。

これより平成25年度第5回定例会を開会いたします。

いつも申し上げておりますけれども、節電対策に取り組んでいるところから、出席者 は軽装、照明は一部消灯とさせていただいておりますので、御理解いただきますよう、 お願いいたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、4番、金山滋美委員にお願いいたします。

なお、議事日程中、第7号議案は、審議内容が個人情報に及ぶため、また、第13号議案及び報告事項の八王子市立中山小学校用地の用途廃止及び売払いについては、いまだ意思形成過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定に従い、非公開といたしたいと思いますけれども、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 御異議ないものと認めます	- 0
----------------------	-----

○小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

まず、日程第2、第8号議案でございます。「八王子市生涯学習審議会委員の委嘱について」を議題に供します。

本案について、生涯学習総務課から御説明願います。

- ○宮木生涯学習総務課長 それでは、第8号議案について担当の鶴田主査から御説明させて いただきます。
- ○鶴田生涯学習総務課主査 第8号議案「生涯学習審議会委員の委嘱について」を御説明い たします。

お手元の資料の八王子市生涯学習審議会委員候補者一覧を御覧ください。

生涯学習審議会委員としては、学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者及び公募により、候補者13名を選定しました。再任の3名につきましては、同審議会の継続性を維持する観点から学識経験者を中心に選定しております。新任の10名につきましては、学識経験者1名、読書活動関係者1名、生涯学習活動実践団体より2名、公募市

民2名のほか、新たに小・中学校長2名、青少年対策地区委員1名、産官学の連携組織の職員1名も加えました。平成27年から始まる生涯学習プランの策定に向け、幅広い分野からの意見をいただくことを目指し、候補者としました。

なお、委員の任期は平成25年7月1日から平成28年6月30日までとなっております。

説明は以上です。

- ○小田原委員長 生涯学習総務課からの説明は終わりました。
 - 本案につきまして、御質疑、御意見ございましたら、お願いいたします。何かございませんか。
- ○和田委員 今回の再任は3名で、それ以外の方が新任です。先ほど生涯学習プランの策定 という大きな課題があるというお話がありましたが、この委員の選定に当たって何か意 図したこと、あるいは、こういう委員を入れたい、こういう意見を述べてもらいたいと いうような方針や考え方があったのでしょうか。それをお聞きかせください。
- ○宮木生涯学習総務課長 前回の改選のときに定例会において、学校関係者が全くいないという指摘を受けましたので、今回は、特に生涯学習を推進していくためには、学校施設の活用が重要な課題でもありますので、小学校・中学校の校長先生を委員として加えております。そのほか、若い女性の方の意見も聞きたいということで、学識経験者でもあるのですが、柴田先生を選任しております。
- ○小田原委員長 ついでにお聞きすると、産官学の連携ということだったのだけれども、「産」というのはどういう形で入っているのですか。
- ○宮木生涯学習総務課長 主に多摩地区の企業でございます。
- ○小田原委員長 具体的に教えてください。
- ○宮木生涯学習総務課長 これはネットワーク多摩の構成企業なのですが、株式会社学生情報センター、京王電鉄株式会社、多摩信用金庫、東京コカ・コーラボトリング株式会社、日本たばこ産業株式会社、株式会社ベネッセコーポレーション、読売新聞社等となっております。
- ○小田原委員長 それはどなたですか。
- ○宮木生涯学習総務課長 浅井揚三さんが、このネットワーク多摩の事務局長の方です。
- ○小田原委員長 そうすると、産官学の連携ということですが、この候補者一覧を見ると、 「産」はこの方一人だけですか。

- ○宮木生涯学習総務課長 産官学のネットワーク事業を実際に事務局として行っていらっしゃる方の意見をいただきたいと思いまして、この方を選任しております。
- ○小田原委員長 そうすると、産官学といいますが、「学」のほうが比重が重い、そう言えませんか。「学」というか、学識経験者を含めて教育オンリーの方が主であると。生涯学習審議会のメンバーとしてはいかがでしょうとはなりませんか。
- ○宮木生涯学習総務課長 確かにそうです。「学」の部分が確かに比重は多い委員構成となっており、公募委員の小宮山さんだけが民間出身の方ですので。
- ○小田原委員長 私たち以外の目で見ると、今の説明から「その趣旨を生かした人選か」と言われると、「いかがなものか」と見えそうな気がするのです。「それで大丈夫です」と言うのなら、それで結構ですが、もう少し何とかできなかったのかと思うのです。つまり、学校の施設の活用が大事だといったときに、学校の校長が入っていなくても、当たり前のことだと考えれば、学校の先生を入れるより「もっと一般の民間の方をいれましょう」という話が出ませんか。ですから、それに対して説明できればいいです。もしくは、浅井さん、小宮山さんが入っているから「大丈夫です」という話なのか、いかがでしょうか。
- ○宮木生涯学習総務課長 企業の方は実際、確かに委員長がおっしゃったように少ないので すが、民間で生涯学習活動をされている方は何人か入っておりますので、その方たちの 意見を反映させることで賄えるかと思っております。
- ○小田原委員長 そのほか、いかがですか。
- ○金山委員 柴田さんを若い女性という観点からも入れていただいたということで、とてもいいことだと思います。女性も半分とは言えませんが、入れていただいていますので、生涯学習というと、退職した後のものという感覚を持ちますので、また今度の改選のときには若い方をどんどん入れていただきたいと思います。
- ○宮木生涯学習総務課長 本当は女性委員さんを、半分ぐらいに増員したかったのですが、 推薦団体等からの強い推薦もございまして、結果的には男性委員が多くなってしまいま した。次回はもう少し半分に近づけるように努力いたします。
- ○川上委員 「生涯学習」という言葉が使われて久しいのですが、人間は生涯にわたって学習するものだということです。

「生涯学習」という言葉が出始めたころから、金山委員のおっしゃるイメージができ 上がってきたのですが「子どもは生まれてから死ぬまで学習をし続ける」のが、本当の 意味での生涯学習だと思っています。「学校教育も生涯学習のうちの一つ」という捉え 方もあるということを心に置いておいていただければ、ありがたいと思います。

- ○小田原委員長 そういう観点というのか、それが見える審議会の委員の選出が私は必要だ と思うのです。
- ○川上委員 今度、学校の先生が入ったからですか。
- ○小田原委員長 だから、保育園、幼稚園から含み、金山委員の話にあった、お年寄りまで の流れで、学校教育も当然その一部を担っていくのだという考え方に立ちたいのです。

そういう意味では、生涯学習から再度戻り「生涯教育」という言葉でくくっていくほうがよいのではと思いますが、委員をこのような形で選出されてきましたので、御検討いただければと思います。

ほかに御質問、御意見ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 では、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第8号議案につきましては、このように決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定することにいたしました。

- ○小田原委員長 続いて、日程第3、第9号議案でございます。「八王子市学習支援委員の 委嘱について」を同じく生涯学習総務課から御説明願います。
- ○宮木生涯学習総務課長 続きまして、第9号議案「八王子市学習支援委員の委嘱について」を担当の鶴田主査より御説明させていただきます。
- ○鶴田生涯学習総務課主査 御説明いたします。

学習支援委員は、生涯学習活動の支援及び相談を行い、市民の生涯学習活動を支援するものであり、今回の改選に際し、生涯学習・社会教育関係者、学識経験者及び公募により候補者20名を決定しました。

再任が10名、新任が10名、選任においては、伝統文化、外国語教育、漢字教育、パソコン教育、野外活動、家庭教育や団体運営相談など、幅広い生涯活動分野をカバーできる構成となるように選任いたしました。同時に、学習支援委員の従来の活動分野に加え、放課後子ども教室など青少年活動も含めた、より実践的に現場で指導ができる方

を人選することを重視し、候補者を決定いたしました。

そして、委員の任期は、平成25年7月1日から平成28年6月30日までとなって おります。

以上です。

- ○小田原委員長 生涯学習総務課からの説明は終わりました。本案について、何か御意見、御質疑ございましたら、どうぞ。
- ○和田委員 議案関連資料の学習支援委員候補者一覧を見ますと、委員の方たちがさまざま な取り組みをされているのが理解できたのですが、例えば、上から5番目の熊谷博さん は青少年対策地区委員と記載されていますが、この方は具体的にどのようなことをされることになりますか。
- ○宮木生涯学習総務課長 この方は野外でハイキング、登山などが専門の方ですが、木工関係のお仕事をなさっていて、御自宅で無料木工教室などを開いております。そのほか、 学校に出向き、出張木工教室などもしている方です。
- ○和田委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○小田原委員長 これは推薦母体の選出だから、こういう形なのでしょう。 ほかにいかがですか。
- ○金山委員 学習支援委員さんの場合、学識経験者の方にはどのようなことを期待されているのでしょうか。
- ○宮木生涯学習総務課長 この方は学識経験者でもあるのですけれども、そのほか I C T 関係のボランティア活動もしており、実地活動の面もございます。そのほかに学習支援委員でいろいろ情報誌等も出しておりますので、その際、助言をいただくなどお願いしております。
- ○小田原委員長 IT関係はともかく「学識経験者に何を期待していますか」と聞いているのですが。千種さん個人に期待するというより「学識経験者」というものに対してどういうことを期待しているのですかという質問です。
- ○宮木生涯学習総務課長 この学習支援委員さんは、個人での活動のほかに、四つの部会に 今まで分かれて活動しており、その際、各部会での活動への助言等をいただいておりま す。
- ○金山委員 そうしますと、お一人で大丈夫なのでしょうか。学識経験者の方はお一人でしたので、どういう活動をなさるのかと思いました。

- ○小田原委員長 先ほどの生涯学習審議会委員は13人で、4人の学識経験者を入れているのにもかかわらず、ここでは20人枠なのに、学識経験者の区分では一人だけしかいないのですが、何を期待しているのですかという質問なのです。学識経験者が一人でも大丈夫なのかという問題があるではないですか。そういうことにきちんと対応して答えていただきたいです。
- ○宮木生涯学習総務課長 前回、規則の改正の中で選任区分を大きく変更しました。前回の 選任区分の中では、学識経験者ですとか社会教育関係者、生涯学習関係者ということで、 審議会的な委員の選任区分でした。実際、生涯学習活動現場で指導や助言をする方を、 今回、主体に規則の改正をしておりますので、学識経験者が前回の2名から1名で足り るものと考えております。
- ○小田原委員長 わかりません。以前の定例会において「学識経験者というのは何ですか」 というような質問がどこかで出ましたでしょう。

そういう区分そのもの「文化人とは、知識人とは何か」という話なのでしょうけれど も、この区分は何なのかわかりません。大まかな区分と考えて、そういう立場から御意 見をいただきたいという点では、「お一人でも大丈夫です」ということなのでしょう。 そのほか、いかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 では、お諮りいたしますけれども、第9号議案につきましては、御提案の とおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第9号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

○小田原委員長 次に、第10号議案 「八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題に供します。

これにつきましては、スポーツ振興課からお願いいたします。

○染谷スポーツ振興課主査 それでは御説明させていただきます。

スポーツ推進審議会につきましては、「スポーツ基本法」第31条の規定に基づき、 平成19年7月1日から設置しているものでございます。

委員の任期は、「八王子市スポーツ審議会条例」(以下、審議会条例)第3条第2項

の規定により3年となっており、平成25年6月30日をもって現委員の任期が満了となりますので、ここで新たに委員を委嘱するものです。

審議会の役割についてですが、「スポーツ基本法」により、教育委員会はスポーツ推進基本計画の策定及びその他のスポーツ推進に関する重要事項について、審議会の意見を聞くことを求められております。また、審議会条例により、スポーツ施設及び設備、スポーツ指導者の養成及び資質の向上並びにスポーツ団体の育成などについて、教育委員会の諮問に応じ調査、審議、建議することが審議会の所掌事項となっております。

審議会の委員ですが、審議会条例施行規則第2条により、スポーツ関係者から7名以内、障害スポーツ関係者から2名以内、学校体育関係者から2名以内、公募市民から2名以内、学識経験者から2名以内という形で選出することとなっております。

今回御提案する委員候補につきましては、規則にのっとった形で審議会が所掌する職務を遂行するために必要な人材を選考し、事務局案といたしました。

委員候補者の選考につきましては、本市スポーツ振興の方向性や具体的な施策について、見識ある人材をリストアップし、また、スポーツ関係団体、障害者スポーツ関係団体に候補者の御推薦をいただき、委員候補を絞ってまいりました。学校体育関係者につきましては、八王子市立小・中学校の体育連盟の会長等を委嘱候補者としております。公募市民による委員につきましては、応募のあった6名の中から、スポーツ推進に対する熱意や幅広い視野を持ち、柔軟な発想や見識を期待できる人材であるかどうかという視点から考慮し、最終的に定員以内の候補者を事務局案といたしました。再任につきましては6人、新任につきましては8人の計14名です。

候補者の詳細につきましては、議案関係資料を御覧ください。

説明は以上です。

- ○立川スポーツ振興課長 申しわけございません。議案関連資料の中で学識経験者の11番、 浪越先生の振り仮名で「し」が抜けております。訂正して、おわび申し上げます。
- 〇小田原委員長 ただいまスポーツ振興課からの説明が終わったところです。

本案につきまして、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 では、特にないようでございますので、お諮りいたしますけれども、ただ いま議題となっております第10号議案につきましては、御提案のとおり決定すること に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第10号議案については、そのように決定することにいたしました。

○小田原委員長 続いて、日程第5、第11号議案でございます。「八王子市博物館協議会 委員の委嘱について」を議題に供します。

本案につきましては、文化財課から御説明願います。

- ○田島文化財課長 それでは、第11号議案「八王子市博物館協議会委員の委嘱について」 を担当の金子主査より御説明させていただきます。
- ○木住野文化財課主査 それでは御説明いたします。

まず、第11号議案関連資料であります、八王子市博物館協議会委員候補一覧を御覧 ください。

博物館協議会は、八王子市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、「こども科学館及び郷土資料館の運営管理に関すること」及び「博物館その他これに類する施設の事業の振興に関すること」について調査、協議し、教育委員会に意見を述べるものであります。

総勢で10名の候補者で、再任は学識経験者6名、新任は市民公募委員4名となって おります。

まず、学識経験者についてですが、博物館の管理運営、事業の振興に関連する専門的な知識を有しているか、歴史や科学など博物館の活動の実践的経験を有しているかなど、施設の管理運営面から必要な分野に専門的な知識を有している方を候補者とさせていただきました。

次に、公募委員についてですが、4名募集をしたところ8名の応募がありました。論 文による一次選考、面接による二次選考の結果、記載の4名を候補者とさせていただき ました。

なお、任期は平成25年7月1日から平成28年6月30日までとなっております。 以上でございます。

○小田原委員長 ただいま文化財課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

- ○川上委員 学識経験者の方たちは何の専門か示されていますが、公募の方はどのようなと ころを御専門にしていらっしゃるのでしょう。
- ○田島文化財課長 公募の方につきましては、市民の立場から博物館の今後の運営のあり方ですとか、現在の博物館に関する問題点だとか、そういった中身を身近な視点で私どものほうに御提案、御意見、御要望をいただく、そのような形で市民公募委員を選ばせていただいたところでございます。
- ○川上委員 どういう御意見をいただきたいのか、視点はわかりましたが、学識経験者の中 に入っていらっしゃる小学校の先生からは、どのような視点からの御意見をいただくの でしょう。
- ○田島文化財課長 元小学校の教員の方に関しましては、科学・歴史といった専門分野だけではなく、学校教育の分野の中で学校教育と博物館等、中身の総合的な視点をいただきたく、推薦をさせていただいたところでございます。この方は、現職時代から野鳥の観察あるいは土器の発掘や、八王子天気相談所があった当時の天気の月報などを活用しまして、地域と連携した、私どもの事業と深くかかわる授業をされていたということで、そのような経験が豊富な先生なため、お願いをしているところでございます。
- ○川上委員 わかりました。ありがとうございました。
- ○小田原委員長 「現職等」の「等」というのは何かわからないのですが、「現職等」としたら、「元職」を書くのではなくて「現職」を書くべきであって、無しなら、「無し」なのだけれども、説明として、そのような専門を必要とするならば、その「主たる○○」という欄にすべきなのでしょう。だから、大学に元小学校教員というのだけが異質になるから、それはどういうことなのでしょうという疑問になっていくわけだと思います。
- ○金山委員 この協議会は年間何回ぐらい開催して、いつごろその御意見というのをいただ けるものなのでしょうか。
- ○田島文化財課長 年間4回、ほぼ四半期ごとに1回ずつ開催をしているところでございます。
- ○金山委員 いただいた御意見は、どのような形で扱うのでしょうか。
- ○田島文化財課長 いただいた御意見につきましては、年度当初、私どもが施設評価をして いますので、まず、その施設評価に対する御意見をいただくようになっております。ま た、いただいた意見は、ホームページで公開するほか、それを生かした形で予算計上や

催し物、そういったところで活用しているところでございます。

○小田原委員長 今のような質問というのは、年4回やっているわけですから、4回したら、そこで何か私たちに知らせるべき内容があれば、御報告をいただきたいということなのですが、金山委員から今のような質問が出たということは、何もそのようなものがなかったから、どのように活動しているのかということだと思いますので、適時御報告いただければと思います。評価だけではなく「こういう提案をこのようにしたい、予算編成をこういうふうにしたいのです。」ということが出てくれば、今のような質問はなくなるだろうということです。

そのほか、いかがですか。よろしゅうございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 では、お諮りいたしますが、第11号議案は、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第11号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

○小田原委員長 次に、第12号議案でございます。「八王子市教育委員会公印規則の一部 を改正する規則設定について」を議題に供します。

本案については、スポーツ振興課から御説明願います。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 それでは、第12号議案「八王子市教育委員会公印規則の 一部を改正する規則設定について」ですが、本案は、使用しなくなった公印を廃止し、 それに伴う事務処理として規則を改正するものでございます。

杉本主査より説明いたします。

○杉本スポーツ振興課主査 それでは、御説明いたします。

甲の原体育館は平成25年4月1日から指定管理者制度を導入したことから、「八王子市教育委員会公印規則」の一部を改正し、従来の甲の原体育館長印等を廃止するものです。具体的には「八王子市教育委員会公印規則」第3条の別表から、「八王子市教育委員会体育施設承認専用」及び「八王子市甲の原体育館長」の公印を削除するものであります。

なお、議決後、速やかに「八王子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を公

布し、公布日をもって施行とする予定でございます。 説明は以上です。

○小田原委員長 スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 では、特にないようでございますので、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第12号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第12号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

─────

○小田原委員長 続いて、報告事項となります。

まず、教育総務課から御報告願います。

- ○小林教育総務課長 それでは、「平成25年度八王子市奨学生の決定について」を御報告 させていただきます。
- ○佐藤教育総務課主査 それでは、平成25年度八王子市奨学生を奨学審議会の審議を経ま して教育長の決裁にて決定いたしましたので、御報告いたします。

八王子市奨学金は、高等学校等に在学し、成績良好、心身健全にして、経済的な理由 により就学困難な者に対して奨学金を支給する制度です。

奨学金の支給額は月額1万円で、支給期間は高等学校等の在学期間中になります。

今年度の募集に当たりましては、市立中学校の3年生全員に募集のお知らせを配布するとともに、市のホームページや1月15日号の市の広報に募集記事を掲載し、市の事務所や市民センターなどにポスターを掲示しました。

なお、昨年度までは1月15日から2月15日までが募集期間でございましたが、今年度は募集期間を2月28日までとし、1カ月半募集をいたしました。

なお、申請資格といたしまして、市内に1年以上居住しているという要件がございますが、昨年度は、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災による震災避難者に限り、居住期間1年未満の場合でも要件を緩和して申請を受け付けましたが、今回募集する学年には被災者がいないことを学事課に確認した上で、今年度は要件の緩和を行

わないことにいたしました。

では、お配りしてあります資料に従いまして、順次説明していきます。

まず、1番の一般奨学生でございますが、申請者は261名、選考基準を満たしていない37名を除いた224名が選定対象とされ、120人を決定者、104名を補欠者としております。

(2)の選定方法でございますが、評定平均値、学校所見、家庭状況を得点化し、5 月15日に開催した奨学審議会の審議を経て、上位120名を決定いたしました。

なお、奨学審議会ですが、昨年度までは一般の奨学生、それから、中途採用の奨学生の選定を3月、特別奨学生の選定を5月と、年2回開催しておりましたが、一般奨学生に関しまして、所得の最終確認を行った後に審議会を開催することで、より確かな情報での審議が可能になることから、今年は5月の1回の開催といたしました。それに伴いまして、先ほど申し上げたとおり、申請の期間を2月15日から2月28日まで延ばすことができました。

なお、選定対象外の37名でございますけれども、平均評定が3未満であった者が15名、世帯の所得が生活保護基準の1.5倍という制限を超過していた者が22名となっています。1ページ資料のほうに、申請者と決定者の状況をお示ししてございます。

次に2ページ資料、一般奨学生(中途採用)でございます。

中途採用は、高等学校等に在学中で、高校進学後に経済的な理由から就学が困難となった者を対象として募集いたしました。募集方法は、ホームページあるいは広報を通じて行いました。今回、5名の募集に対しまして15名の申請があり、奨学生として5名を決定いたしました。

選定方法につきましては、先ほどの一般奨学生と同様でございますけれども、中途採用者につきましては、申請基準といたしまして、申請時の高等学校及び中学校3年生のときの評定平均値として、中学校3年のときの評定平均値、学校所見を得点の対象としております。

次に、3ページの特別奨学生でございます。

特別奨学金は、八王子市奨学生のうち高等学校第2学年に在籍し、特に成績が優秀な者に対して、月額1万円の奨学金のほかに月額3,000円を第2学年の4月から卒業まで加給する制度でございます。本年4月に高等学校第2学年になる生徒を対象に募集を行ったところ、54名から申請がございました。

選定方法といたしましては、高等学校1年生のときの評定平均値の高い順に序列をつけ、奨学審議会を経て上位15名を決定するところですが、今回は成績順位14位に複数名いたため、上位17名を特別奨学生として決定しております。

なお、審議会での審議についてですが、学校がつける評価について「学校間のばらつきがあるのではないか」「予算の範囲内である120名で奨学生を決定しているが、予算、採用人数を増やす努力をしてほしい」「却下の方に八王子市奨学金以外で、他の制度を紹介するなどの対応を考えるべきではないか」、それと今回アンケートをとった中に「特別奨学金の制度について、もっと早い、高校1年のうちから知りたかった」というコメントがあり、それに対応すべきだという意見がございました。予算を増やすということは、交渉はするものの、こちらの思いだけではなかなか対応できないところがありますが、例えば、制度の周知、奨学生の決定通知の中に特別奨学金の制度を紹介するといった部分はすぐ対応ができますので、そういったところは順次対応していきたいと、そのようなやりとりをしたところでございます。

最後、4ページ以降に奨学金に関するアンケートを掲載してございます。昨年度、この奨学金の報告をした際に、奨学金がどのような使われ方をされているかなどのアンケート調査を行うと申し上げました。そこで、平成24年度に奨学金を受けていた方を対象に4ページ、5ページのアンケート調査用紙を送付し、使い道などをお尋ねしました。6ページ、7ページがその集計結果となります。

アンケートは371人に配布をし、316人の回答がありました。 全体の回収率は85.2%と、多くの方に御協力をいただきました。

使い道について見てみますと、授業料が無償化になっている都立高校等では、修学旅行などの学校行事や通学費、部活動などに使われている割合が高く、私立の学校につきましては、やはり授業料が主な使い道になっているようです。全体を見ましても、奨学金に相応しい使い道をされていることが確認できるかと思います。また、奨学金の支給の支払いの希望回数につきましては、大多数の方が毎月払いを希望されておりますので、これは現行のまま毎月支払いを続けようかと考えます。

また、最後の7ページのグラフの下のところに自由意見を載せておりますけれども、 回答をいただいた方の約75%から、制度に対しての「感謝の言葉、ありがたい、いい 制度です」という評価をいただきました。主な意見は円グラフの下のほうに掲載してあ りますけれども、「奨学金をもらっている以上、しっかり勉強しなければいけない」と いう非常にうれしいコメントもいただいたところでございます。 説明は以上になります。

- ○小田原委員長 教育総務課からの報告は終わりました。本件につきまして、御質疑、御意見ございましたら、お願いいたします。
- ○金山委員 本年度は5月の1回の審議でということだったのですけれども、振り込みは例 年6月ですか。多分、年度当初にお金は必要になると思いますので、金額が確定してか らという意味はよくわかるのですけれども、そこで御不満とか出ていないでしょうか。
- ○佐藤教育総務課主査 継続の方につきましては、5月のうちにお支払いをしました。おっしゃったとおり、新規の方のお支払いにつきましては、昨年は5月末にお支払いできたのですが、今回は審議会を1回にした、日程が後ろにずれた関係で6月の上旬なります。ただ、決定通知は早い段階で出しますので、もらえるということは御理解いただけるのですけれども、実際に現金として手元に来るのが少し遅くなってしまうというところです。しかし、昨年度も3月の段階で審議会をしまして、5月の段階で所得を確認したら、やはり、選定基準から外れた方が、人数はわずかですがいらっしゃいました。そのほうが忍びないというのがありまして、これはきちんとした情報で審議をして決定をすることが大事と考え今回の日程とさせていただきました。
- ○小林教育総務課長 奨学審議会のこの選定基準ですけれども、所得を確認しなければいけないものがございますので、前年分の所得が確認できるようになるのが、例年5月に入ってからになります。ですので、5月に入ってから所得を確認した後、支給事務になりますので、例年5月下旬という支給になっております。ですから、今回、1回目が若干遅くなりましたが、何カ月も遅れているわけではございません。
- ○小田原委員長 この制度についての要望で「4月から毎月振り込んでくれるとありがたい」というのがあるのだけれども、そのようにできるのか、できないのかということは、どうなのですか。
- ○小林教育総務課長 今現在のこの支給基準で選定しておりますと、やはり前年分の所得の 確認が必要となりますので、その確認ができるのが、どうしても5月に入ってからとな るため、4月当初から支給することは、今のところできないと考えております。
- ○小田原委員長 奨学金制度としては4月からの支給は無理といったことを周知するしかな いということですかね。
- ○和田委員 以前から質問していた、奨学金の使途についてアンケートを行っていただき、

ありがとうございました。状況が大変よくわかり、適正に使われていると思いました。 細かいことになるのですが、留学費用に使ったという回答があります。何に使っても 基本的には構わないと思いますが、かなり余裕のある中で受給しているのではないかと いう印象を受けました。特に規制を設ける考えはないということでよろしいのでしょうか。それが 1 点目です。

2点目は、この制度を知らない人がいたという指摘がされていますが、これについて はどんな対応を考えていらっしゃるのか、あるいは、これはどういうところに問題があ るのか、この辺のところを少しお聞かせいただきたいと思います。

○小林教育総務課長 まず、1点目の留学費用でございますけれども、所得が生活保護基準の1.5倍以内という方を対象としております。この留学については、私費で行かれているのか、もしくは、特待生で留学をされているのか詳細は、確認しておりません。また、都立高校で授業料が無償になっていますので、奨学金を、貯めて留学に充てているというケースもあるのかもしれません。いずれにしても、将来の八王子市、次代を担う子どもたちの育成には役立っていると考えております。

次に、この制度を知らない方がいたことにつきましては、まだまだこちらの事務方の 周知徹底が足りないと反省をしております。できるだけ全員が知っているような制度に しなければいけないと考えております。ただ、成績が優秀な子どもや、所得が低い御家 庭を対象としておりますので、例えば学校のほうで規定に満たないと判断してお配りし ないことも考えられますが、広く全員に周知していかなければいけないと考えておりま すので、この辺については徹底していきたいと考えております。

- ○小田原委員長 徹底すると言っているけれども、この所得制限や成績については、募集の 案内の中で、明示しているのですか。
- ○小林教育総務課長 奨学資金の「一般奨学生の募集のお知らせ」を中学校に配布をしていただいておりますけれども、その中で、所得限度額等について触れさせていただいております。また、学力についても、5段階評価で3以上が対象と明記はしております。
- ○小田原委員長 それらを明記しているにもかかわらず、選定対象外として、却下するものが1割以上もある。一般奨学生については、例外もあり得ると考えて応募しているケースが多いということなのでしょうか。つまり、この制度そのものを知らない人もいるけれども、制度を知っていても基準を無視して応募してくる人が少なからずいるということですか。

- ○小林教育総務課長 前年分の所得は、サラリーマンであれば源泉徴収票等で確認はできますが、確定申告等をする親御さんもいらっしゃいますので、申告したところ所得が基準をオーバーして却下となることが結構ございます。
- ○小田原委員長 成績が評定3未満で応募してきた15人は、もしかしたら、選ばれるかも しれないという期待感で応募してきたのかもしれないですよね。

制度を知っていても、応募基準を熟読しておらず、そして、制度があること自体を知らない人もいる、そういうことになるのでしょう。

- ○佐藤教育総務課主査 通常白い紙で作成する用紙を、今回は黄色い用紙で、全生徒にお配りしてくださいと学校にお願いしましたが、これは想像ですけれども、関心や興味がある人は、黄色の用紙に目が行きますが、目立つ色を使ってもなかなか注意を引かない方もいらっしゃると思われます。あと、成績3未満での却下については、応募するだけは出してみようという方もいらっしゃるのではと思います。
- ○小田原委員長 学校からのお知らせなどが教室の中のくずかごに大分捨てられている現実を見ると、大いにあり得る感じはしますけれども。
- ○金山委員 知らない人がいるというところなのですけれども、私は卒業年度に必ずもらっていますので、ただ、それが確実に子どもから保護者に手渡しているかどうかは分からないということが1点と、それから、今おっしゃったように、興味のない方は捨ててしまい、後から「あ、もしかしたら」となったのかもしれませんし、学校側は口添えをしてくださっているのですけれども、もっと丁寧にしようと思ったら、もう少し学校に働きかけてもらうということなのかなとは思います。配っていただいているのは確実に見ていますので、市としてやるべきことはしているとは思います。
- ○佐藤教育総務課主査 一つの試みとしまして、今までは市のホームページではお知らせは しているのですけれども、市のホームページではなかなか閲覧数がないのです。学校の ホームページのほうが保護者の方は見ていらっしゃいますので、今度はそこに情報を載 せていく方向で考えております。
- ○金山委員 良いと思います。
- ○佐藤教育総務課主査 そうすると、子どもから親に手渡しをしていなかったとしても、保 護者の方が情報をダイレクトにとれる可能性がありますので、それは方法としては試し てみたいと思っています。
- ○小田原委員長 ただ、進学に関しては、二者面談とか三者面談を、頻繁と言わなくても、

年度に2回、3回は行っているはずですけれど、そのときに、お金が心配だから進学を どうしたらよいかという話は出ないはずはないと思うのです。そのときに「こういう制 度があります」ということは、担任または、進路関係の先生からお知らせしていると思 うのだけれども、そういう話もなく「知らなかった」という事実があるのならば、これ はいかがなものかと思います。

- ○金山委員 進路指導の先生方を集めるようなことはないのですか。
- ○山下指導課統括指導主事 進路指導主任研修会はございますので、その中でもちろん説明しています。
- ○小林教育総務課長 審議会の中で八王子市奨学資金以外にもさまざまな奨学金の制度があるのだからそれも含めて保護者の方に周知していくのはどうかという意見がありました。他制度では、併給不可能なものもありますが、来年度から、市の奨学資金募集のチラシと一緒に、他の奨学金の一覧を配布しようと考えております。
- ○川上委員 申請は個人が行って、学校を通すことはないということでしょうか。ここに書いてあるので、最低が1.7の評定平均値の方がいらっしゃるのですが、この評定平均値を学校に見ていただかず、全部個人が書いて個人の資格で応募するということですか。
- ○小林教育総務課長 申し込みは在学している中学校へ提出することになっており、中学校 で評定確認をしてから、応募するようになっております。
- ○川上委員 本来は確認ができているはずなのですか。
- ○小林教育総務課長 はい、そのとおりでございます。
- ○川上委員 学校が書類をまとめて、こちらに申請しているということですが、その中に、 規定に入らないものも含まれていたということでは、学校でのチェックが甘かったとい うことでしょうか。
- ○小田原委員長 学校長推薦で公印も押すわけですから、それだけの責任を持たないといけないわけです。成績のことも、いいかげんだと言われても仕方ない話だし、公募なのだから、そこはいいかげんにしないでほしいということです。

アンケートにおいて要望や意見が幾つか出ているのですが、これについてはどこかで 回答されているわけですか。例えば、大学でも同じ奨学金がないのかということや増額 してほしいということについては、どう考えるのか。先ほど4月の支払いは無理だとい う話でしたが、「大学でも広げて行ってほしい」「増額してほしい」という要望は当然 のものだと思います。経済的に困窮している方で、向学心のある子ども及び保護者とし ては、もっと増額してほしいと願うのは切実なものと思うのです。「こういう要望がありました」だけではなく、そのことについてどう考えていると言えないのですか。

- ○小林教育総務課長 向学心がある方を援助していきたいのは、教育委員会の職員の思いですが、この奨学金制度についても、国のほうで見直し等の動きもある中で、ほかに広げていく考え方は現時点ではございません。この奨学金の支給対象については、現状の予算で今の人数を確保していきたいところではございます。ただ、ほかの奨学金等の制度があるようでございますので、それらも活用して就学していただきたいという考え方はあります。
- ○小田原委員長 この要望の中には、いろいろな「今の教育の問題点」を明らかにしていくものが、かなり入っていると私は思うのです。先ほど和田委員から、使い方についてはそれぞれの事情があるという話がありましたけれども、例えば、教科書、授業料も無償になったことで、そのほかのところに奨学金を向けることができるようになっているわけです。昔は教科書も授業料も含めて、奨学金を当てにしながら勉学に励んでいたわけですが、それが留学や部活、遠征費と使えるようになって、幅が広がっている。しかし一方では、学用品も買えないという状況にあって奨学金を当てにしている人たちが、かなりいるということもわかるわけです。増額してほしいという要望があり、それと共に半分以上の方が落ちているわけですから、もっと幅を広げなければいけないという事情もあるわけです。そうしたときに、議会を含めて、それをもっと周りの我々以外の人たちも「こういう状況である」ということは知るべきだと思います。これについてはどこかで明確に答えを出すべきであろうと思います。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○小田原委員長 では、特にないようでございますので、教育総務課からの報告は以上ということで、続いて、指導課から報告願います。
- ○穴井学校教育部主幹 それでは、先日、5月10日に行った「八王子市第二次特別支援教育推進計画シンポジウムの実施結果について」を報告します。
- ○栗澤指導課主査 平成25年5月10日金曜日に実施いたしました八王子市第二次特別支援教育推進計画シンポジウムの実施結果について、当日、会場でとりましたアンケートをもとに御報告をさせていただきたいと思います。

当日、会場に来ていただいた来場者は、学校関係59名、保護者・一般45名、他、

合計で175名の方が会場に来ていただきました。この数字は、当日、会場の受付でカウントしたものですが、当日、会場は200席あったのですが、立ち見のお客様がいらっしゃったので、実際の来場者数はこれよりもう少し多いかもしれません。

当日来場していただいた方々にはアンケートをとらせていただきました。 アンケートの回収数は104枚、アンケートの対象になる方が、保護者の方がお連れ になったお子さんを除きますと169名なので、回収率は約61.5%となっておりま

アンケートの項目は以下のとおりです。

「計画について、いかがでしたか」という問いには、8割の方が「良かった」、「まあまあ良かった」という回答をしております。基調講演につきましては、明星大学教育学部の星山教授にお願いをいたしました。アンケートの回答は全ての方が「良かった」、「まあまあ良かった」を選択しておりました。それから、第2部ではパネルディスカッションを行いました。講演をいただいた星山先生をはじめ、小学校の校長先生、それから、医療機関として島田療育センターの副所長、それから、当事者の保護者の方ということで、親の会の代表の方に出ていただきました。パネルディスカッションについても、全ての回答が「良かった」、「まあまあ良かった」であり、御満足いただけたものと思っております。

次に、「シンポジウムに関する感想、御意見がありましたら御記入ください」ということで自由記述を設けました。お配りした資料には、当日回答いただいた全ての御意見を載せております。全て読み上げると時間が足りませんので、全体を通しての感想になりますが、批判的な意見より「計画に期待しています」という御意見や、御自身の決意表明のような御意見を書いていただける方が非常に多かったのが印象的でした。これは、参加していただいた学校の先生や、保護者の方にも共通している事項でありまして、例えば「どの子にもわかりやすい教育的な配慮が日常的にできるように努力していきます」という小学校の先生や、「きょうは来てよかった、息子の支援を親としても頑張る」という保護者の方の御意見もございました。もちろん厳しい意見も幾つかございましたが、それについては真摯に受けとめ、応援していただける意見については、取組みを着実に進めることでお応えしていきたいと考えております。

この会議室にも、当日御参加いただきました方がいらっしゃると思います。本当にど うもありがとうございました。これをきっかけに計画を着実に進めていけるようにして いきたいと思います。

報告は以上です。

- ○小田原委員長 指導課からの報告は以上ですが、御意見、御質問ございませんか。何かご ざいませんか、参加された方の感想も含めてお願いします。
- ○金山委員 聞かせていただきました。参加者がたくさんいらっしゃったこと、栗澤さんの司会に始まり、皆さん方の発表、それから、シンポジウムの野村さんの司会ぶり、ここの感想にありますように、温かい雰囲気を皆さん感じて帰られて、当初の目的であった、計画をわかっていただくということと、市民協働でいかなければいけないということをわかっていただくには、とてもいい会になったと思います。御意見もプラスの御意見が多かったのが印象的で、良かったと思いますが、こういう機会があるからこそ、皆さんがいろいろと感じてくださったので、1回と言わず、次のステップも考えていただいたり、この時間帯に来場できなかったけれども講演を聞きたかった方もいらっしゃるでしょうから、場所や時間を変えて同じような講演をしても良いと思います。スタートとしてとてもいい会になったと思います。お疲れさまでした。
- ○穴井学校教育部主幹 ありがとうございました。
- ○小田原委員長 今の自由意見の中では、厳しい意見があり、それについては真摯に考えて 検討していきたいということでしたが、その厳しい意見をどう受け取ったのでしょうか。
- ○栗澤指導課主査 「きれいな言葉が並んでいる」という御意見もいただいておりました。 もちろん、計画なので、ネガティブな表現よりポジティブに、先が明るくなる表現をさせていただいているところや、「これから頑張っていけるように努めていく」というような形での言葉、「みんなで連携していきましょう」といった言葉が並んでいます。確かに言葉だけをとっていくと、さもすごくよくなっていくように感じますが、実際は、それを実行していかなければ、計画は絵に描いた餅になってしまいます。着実に進めていくことで、言葉だけのものでないことがわかっていただけるのではないかと考えております。先ほども申し上げましたが、計画は、つくるだけではなくて、着実に一つつ取組みを進めていくとことでお応えをしていきたいと思っております。
- ○小田原委員長 それ以前の厳しい指摘があるではないですか。このシンポジウムの意図は、 推進計画の浸透にあったわけでしょう。にもかかわらず「計画についてはもっと短くて よかった」、もっと厳しい意見は「計画について伝わるものがなかった」とまで言われ たわけです。アンケートで「第1部の計画についていかがでしたか」という問いに対し

「あまり良くなかった」と言っている11名、「どちらともいえない」と言っている5名の中からの意見だと思いますが、どう真摯に受けとめているのかというところを聞かせてもらいたい。さらに、自由意見に「八王子は市だけで何でもやろうとしている」「民間の相談機関との連携など考えていますか」という問いかけがあるではないですか。そういう厳しい意見について、それを真摯に受けとめているとはどこが真摯なのかという感じを受けるのですが、いかがですか。

○穴井学校教育部主幹 今回御意見をいただいた中で、今の民間施設との連携に関するものの他にも「ただ、特別支援学級をつくるだけではないだろうか」という御意見もいただいています。今回のシンポジウムでは計画については大まかに概要を説明しただけですので、具体的に何を行っていくのか、八王子市がどういう進め方をしているのかというのが、1回のシンポジウムだけでは十分にわかっていただいているわけではないと受けとめています。ただ、先ほどの、民間の相談機関との連携等に関する御意見をいただいたのは、多分校長先生ではないかと思いますが、だいぶ誤解があると思っています。その辺りの誤解についても、学校の先生や保護者の方に、機会があるごとにこちら側の考え方、思いを伝えていければと思います。

今回は、星山先生の話を多くの方が特に、特別支援教育を受けている保護者の方や先生方は聞きたいという思いがあったので、先生の時間をもう少しとってもらいたかったという考え方の裏返しの部分も大きいのではと思っています。一度に全てお話をするような内容でもないので、これからサポーターの育成プログラム等で、かなり細かく、参加いただく方には聞いていただけるのかと思いますので、それを計画どおり、全市域的に順番に拡大していきたいと考えています。

○小田原委員長 ということで、よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○小田原委員長 では、特にないようでございますので、指導課からの報告は以上ということで、予定された報告は以上ですが、そのほかに報告する事項等ございますか。
- ○野村学校教育部長 2件ございます。生涯学習総務課と指導課です。
- ○小田原委員長 それでは、生涯学習総務課からお願いします。
- ○宮木生涯学習総務課長 このたび包括外部監査の対象として、「生涯学習事業に関する事務の執行」が対象になりました。生涯学習スポーツ部では、スポーツ振興課と国体推進室を除いたものが対象になっております。

包括外部監査というのは平成11年度から行われておりまして、公認会計士と、その補助者であるほかの公認会計士が、特定の事件、事業を選んで行っているものでございます。今回は、社会情勢等を見ますと、少子高齢化の進展、ボランティア活動などを通じた社会貢献やコミュニティづくりの意識の高まりなどから、生涯学習を通じて市民力の強化や地域の仲間づくり及び、絆づくりを市は目指しているというような事業を外部監査実施することは意義が大きいという判断から、対象になったものでございます。

スケジュールとしましては、6月から9月までは書類調査、その間、7月から8月は 現場での監査を行いまして、11月ぐらいに報告書としてでき上がってくる予定でござ います。

報告は以上でございます。

- ○小田原委員長 生涯学習について、特に今こういう時代だから監査を必要とするという話でしたが、その生涯学習についてどう考えるかということなのでしょう。これは先ほどの話もそうだけれども、こども家庭部など関連するところとの連携も含めてどう考えるかということ、やはり大筋として「こういう方向で考えている」というのが欲しいのだと思うのです。
- ○宮木生涯学習総務課長 この監査人からの通知にも、もともとは「八王子ゆめおりプラン」に基づいて生涯学習を推進していくということが書いてございますし、ヒアリングの段階でも生涯学習プランなどの説明もしておりますので、そういった本市の理念は伝えていきたいと思っております。
- ○小田原委員長 だから、市民力の強化や地域の仲間づくり、及び絆づくりを目指している、 そういうときに、その目指している方向性とはどういう形であるべきなのかというもの を、我々だけの議論とするのではなくて、考えてほしいと思うのです。
- ○宮木生涯学習総務課長 基本的には法律とか条例、規則等への適合性や事業の経済性、効 率性等のチェックが主なものでございます。
- ○小田原委員長 これは「社会教育法」など全部かかわってくるわけなのです。この法律が ある限りは今の段階から進まない古い時代のものに縛られるのではなくて、八王子市教 育委員会としてどうなのかということを考えていきたいと思うわけです。非常に難しい ことなので、今日は、やめておきましょう。
- ○坂倉教育長 むしろ、監査委員がする事務監査ではなく、包括外部監査の場合、監査委員 監査以上に、効果、効率といったものが出てきて、多分厳しいことを指摘されると思う

ので、そこをどう考えるかだと思います。

- ○小田原委員長 ただ、包括監査の御意見をよく読んでみると、かなり高度な部分からこの ことを言われているわけですから、そういうところで何か助言してくれると、動きやす くなるではないですか。
- ○坂倉教育長 そのためには、監査を受けているときに、管理職が、なぜ、これを行うのか という意味付けとして、地域の新たなコミュニティ力をつけているのですとか、その辺 のところをしっかり話していかなければいけないと思います。
- ○小田原委員長 わかりました。
- ○和田委員 先ほど報告書は11月というお話でしたが、監査の実施期間は来年の3月31 日までになっているのは、報告書が出た後に何かするのですか、それとも全体の実施期間を指しているのですか。
- ○宮木生涯学習総務課長 スケジュールですと、11月上旬に報告書が監査人から提出されて、11月下旬頃に監査結果に対する取り組み方針の照会が各所管にあり、12月から翌年1月にかけて、取り組み方針の決定をするスケジュールになっております。
- ○和田委員 結局、報告書を受けた後にそのようなやりとりがあって、次年度への方針まで 含めて実施期間ということになるのですね。
- ○小田原委員長 ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○小田原委員長 では、生涯学習総務課の報告は以上ということで、続いて指導課からお願いします。
- ○山下指導課統括指導主事 それでは体罰の実態把握について、口頭にて御報告いたします。 都内公立学校における体罰の実態把握につきましては、4月に本定例会で第一次報告 の状況について御説明をしたところですが、5月23日に東京都教育委員会から最終報 告がなされました。この中で、全都で182人が体罰を行ったということで、報道でも 取り上げられました。

この調査では本市からも複数の事例を都教委に報告をいたしましたが、都教委による精査の結果、体罰に該当するものはないという調査結果になっております。ただし、「体罰ではないが不適切な指導」とされたものが中学校において複数件あり、具体的には「拳で頭をコツンとやる」「平手で頬を軽くたたく」等の行為が、いずれも校長を通じて該当者に指導を行っております。

八王子市教育委員会におきましては、今後も教職員に対して、体罰は学校教育法で明確に禁止されており、絶対に行ってはならないこと、常に人権感覚を高め、児童・生徒の心情を理解し、信頼関係に基づいた指導を行っていくことについて、体罰防止研修会の実施等を通じて指導の徹底を図ってまいります。

報告は以上です。

- ○小田原委員長 指導課からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。 学校名が公表されたことで、かなりその衝撃が大きかったと思いますが、今の報告の ように、八王子にも体罰があったという話はありませんでしたか。
- ○山下指導課統括指導主事 他の自治体等では、学校名が公表されたものがございますが、 本市はありませんでした。このことについて特にお問い合わせ等はありませんでした。
- ○和田委員 この調査はとりあえず今回で終わりになる予定か、それとも継続して実施され そうなのですか。
- ○相原指導担当部長 都教委では、この182人のうち、本当の処分案件について、今後、 精査をしていくということですが、先般あった説明では、今年度もこのような形でアン ケート調査を行う方向ではあるが、具体的にどういう方法で、いつ行うということは示 されませんでした。しかし、体罰の根絶に向けて継続的に取り組んでいきたいという話 はありました。

本市でもこの4月、5月の校長会でも、重ねてこのことについてはお話をしました。また、「3ない運動」ではないのですが「しない、させない、許さない」ということで、6月20日の校長研修会においても、怒りの感情をコントロールする内容を取り上げて、それを学校に持ち帰ってもらうべく、準備をしているところです。また、1学期中に指導主事が全部の学校、教室を回って先生等の状況を把握して、その中での指導について校長先生と話をしながら、暴力的な指導のないように取組んでいますが、本市においても、不適切な指導と思われる部分はありましたので、これについては、是正していかなければいけないということで取り組んでいるところでございます。

- ○小田原委員長 その「しない、させない、許さない」というのは「体罰を」ですか。
- ○相原指導担当部長 そうです。暴力的な指導ということで、都教委のほうからも通知が出 ていますので。
- ○小田原委員長 「しない、させない、許さない」の「させない、許さない」というのは少し違うと思うのですが、暴力的指導であるとするならば、体罰とは、そもそも、懲戒で

はなく体罰を行ってしまったという話なのですから、その前に、原因は何かというと、子どもが「悪さ」をしたのが元にあるわけです。ということは、その「悪さ」を「許さない、させない」ことが大事なのです。それができなかったから体罰を行ってしまったわけで、それをさせない指導の仕方が「できるか、できないか」なのです。ですから、そこをどうするかを考えていかないと、体罰は、なくらないと思います。「しない、させない、許さない」ではなくて、指導の仕方が「できるか、できないか」そういう考え方に立つべきだと思います。「校長を通じて指導をしている」という話がありましたが、行き過ぎた指導だとすれば、その行き過ぎがどういう内容なのかにもよりますが、校長を通じてではなく、我々のほうから「こうですよ」ということをきちんと指導するべきではないのかと思います。それが「させない」という方向に行くのではないかと思いますので、少し考えてみてください。

- ○山下指導課統括指導主事 はい。
- ○和田委員 この体罰は少し混在しているところがあり、部活動などの体育関係の指導において暴力的な指導をする部分と、通常の生徒指導の中で感情的になり体罰を振るうケースと、分かれていると思うのです。感情的なものを抑える「アンガーマネジメント」という指導が、学校の中にも入ってきているのですが、そういうことだけではなく、指導面で中体連や高体連などが、組織的に動かないといけないのです。高校野球部等にしても、顧問が行っている体罰的なものは事件が起きた後もなくならない。そうしたことを考えると、体育指導者のコーチングの問題や、学校における生徒指導の問題が、きちんと整理されなければいけない部分があると思うのです。

それからもう一つは、子どもへの懲戒はもう「訓告」「停学」「退学」しかないわけで、そういうものの中で非常に苦しい思いをして決断していると。前に私が、体罰を振るわない指導の研修会に行くと「先生は手を後ろに組んで、肩を突き出して子どものほうに立ち向かいなさい」という指導もしていて、これが本当に体罰を振るわない指導なのかと思った記憶があるわけですが、やはり先生方が生徒指導に当たるときに、校内の体制として何かあったら複数で対応していくことや、手に負えない生徒に対しては、

「出席停止制度」などもきちんとあるのだということを先生方に周知していく必要があるのではないかと思います。学校の体制として体罰をなくしていく取り組みも考えていかないと、しばらくたつと、また増えていくことが繰り返されているので、そうなることがないような取り組みをお願いしたいと思います。

- ○相原指導担当部長 組織的な取り組みとして例えば中学校では、休み時間等の見回りなどを、二人一組で行っている学校も数多くあります。一人の先生に任せ切らない、部活動も校長が指導状況を把握していくことなど、指導主事が学校を訪問するときに確認することで、組織として取り組みを指導、助言していきたいと思っています。
- ○小田原委員長 中体連、高体連の話をすると、別な方向に話しが逸れてしまいますので、 学校体育や部活動という話になりますが、これも議論をしていく必要はあると思います。
- ○坂倉教育長 中体連、高体連自体を、任意機関ではなく、ある程度下部機関にする考え方 も、あると思うのですけれども。
- ○小田原委員長 一方で、特定のスポーツは、○○スポーツクラブなどの専門的な方向で、かなり進んでおりますが、例えば、スキーなどに関しても、学校でスキー部がなければ、個人では試合に参加できない形になっているわけです。これは行政主導で考えていくのかわかりませんが、体罰絡みの問題だけではなく、ほかにも考えていかなければいけないと思いますので、よろしくお願いいたします。

そのほかは特にございませんか。

- ○野村学校教育部長 ございません。
- ○小田原委員長 委員の皆さんで何かございませんか。
- ○川上委員 全国の教育委員会連合会、その下部組織ですけれども、東京都市町村教育委員 会連合会というものがございまして、今年度、八王子は担当として副会長になっており ます。

先日、5月23日に第57回定期総会がございまして、金山委員と一緒に参加をいたしました。翌日に58回全国市町村教育委員会連合会定期総会がございまして、そこには私が東京都から参加いたしました。この連合会という組織は、東京都は昭和31年に発足をしておりますが、いろいろな役目があると思いました。全国は、国に対して、いろいろな提言等をしているようでございました。これからもっと詳しく勉強して、皆様に御報告できるようにしたいと思っております。

- ○小田原委員長 ということですが、何か追加、補足ございませんか。
- ○金山委員 私は、都の定期総会に参加させていただきました。総会自体は普通なのですが、 終わった後に皆さんで歓談する時間があり、いろいろな情報交換や勉強になるところも ありました。

今回は狛江市の方とお話をさせていただき、刺激を受けてまいりました。

○小田原委員長 来年は会長市ということですが。

職務代理者が会長になる方向で考えていただければ、大変ありがたいと思います。 ということで、また御報告等がありましたら、随時していただくということです。 そのほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 特にないようでございます。

それでは、公開の審議は以上ということで、ここで暫時休憩といたします。休憩後は 非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。再開は10時45分ということで お願いいたします。

[午前10時38分休憩]